

京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る調査等業務  
公募型プロポーザル実施要項

令和5年5月

地方独立行政法人京都市立病院機構

## 1 趣旨

本要項は、京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る調査等業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者について、公平かつ適正に選定するため、「公募型プロポーザル方式」によるものとし、業務実績、実施体制、業務実施方法、提案内容、経費などを総合的に審査・評価を行い、当該業務に最も適した事業者を選定するために定めるものである。

## 2 委託業務の概要

- (1) 業務名 京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る調査等業務
- (2) 業務内容 別添「京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る調査等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 契約期間 契約日から令和6年3月31日まで。  
ただし、各報告資料は提出期限に関わらず、完成次第提出すること。
- (4) 予算額 5,000千円（消費税込み）
- (5) 選定 公募型プロポーザル方式とし、書面審査及びヒアリングによる選定を行う。

## 3 実施スケジュール

| 実施内容          | 実施期間又は期日                  | 備考        |
|---------------|---------------------------|-----------|
| 実施要項等の公表      | 令和5年5月15日（月）<br>～5月30日（火） | 機構ホームページ  |
| 参加申込受付期間      | 同上                        | 持参又は郵送    |
| 質問受付期間        | 令和5年5月15日（月）<br>～5月19日（金） | 電子メール     |
| 質問回答期日        | 令和5年5月29日（月）              |           |
| 審査（プレゼンテーション） | 令和5年6月7日（水）予定             |           |
| 審査結果通知        | 令和5年6月8日（木）予定             | 郵送、ホームページ |

## 4 参加資格要件

募集に参加できる事業者は、法人その他の団体で、本業務を実施する上で人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告の日から契約締結までの間、京都市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 賦課されている全ての税（国税及び地方税）を完納していること。

- (5) 代表者又は役員等が京都市暴力団排除条例(平成24年京都市条例第45号)第2条に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)でないこと。また、暴力団員等と社会的に非難される関係を有していないこと。
- (6) 国、地方公共団体又は国公立・公的医療機関が策定する計画等の策定支援業務を受託した実績を有すること。
- (7) コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整っていること。

## 5 参加申込み及び企画提案書等の提出

次の各号により提出するものとする。ただし、京都市入札参加資格の登録がない場合は、次に掲げる書類も併せて提出すること。

### (1) 提出期限

令和5年 5月30日(火)午後5時まで

### (2) 提出書類

- ① 参加申込書 (様式1) 1部
- ② 法人等の概要 (様式2) 1部
- ③ 業務実績報告書 (様式3) 1部
- ④ 予定担当者調書 (様式4) 1部
- ⑤ 提案見積書 (様式5) 1部
- ⑥ 印鑑証明書 1部
- ⑦ 企画提案書等 10部

京都市入札参加資格の登録がない場合に必要な提出書類は次のとおりとする。

- ⑧ 商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1部  
(写し可。提出日から3箇月以内のもの。)
- ⑨ 直近年度の国税(法人税及び消費税)、都道府県税及び市町村税納税証明書 1部  
(写し可。滞納がないことを確認できるもの。提出日から3箇月以内のもの。)

### (3) 企画提案書等作成・提出時の留意事項

- ア 企画提案書は、A4サイズ、横書き、本文20ページ以内で簡潔に要点を整理した内容とし、企画提案書の根拠又は説明に必要な資料は別添にて提出すること。
- イ 企画提案書等の作成に当たっては、仕様書内容の実現方法を具体的に提案すること。また、業務の実施体制、スケジュールや進行管理方法、機構幹部・職員との連携方法は必ず記載すること。
- ウ 提案見積書(様式5)の合計金額は消費税及び地方消費税相当額を含む金額とし、必ず本業務に係る経費の積算額及びその内訳を記載した書面(様式不問)を添付すること。

### (4) 提出先

「12 問合せ及び各書類提出先」のとおり。

### (5) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は事前連絡のうえ、来院日時を確認すること。郵送の場合は郵便書留その他これに準じる方法により提出期限までに到着したものと

有効とする。

## 6 質疑応答

仕様書の内容及び企画提案書の提出に関する質問は、次の各号により行うものとする。

### (1) 提出期限・方法

令和5年5月19日（金）午後5時までに、「12 問合せ及び各書類提出先」に記載の連絡先まで、電子メールで提出すること。なお、質問の様式は問わない。

### (2) 期限後の質問は受け付けない。また、評価等に影響を及ぼすおそれがある内容（参加事業者数・参加事業者名・審査委員等）についての質問は受け付けない。

### (3) メール件名には「京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る調査等業務プロポーザル質問」と記載のうえ送信すること。

### (4) メール連絡の際は当機構に電話連絡し、到着確認すること。

### (5) 期限内に受け付けた質問への回答については、5月29日（月）までに参加意思を表明した全ての者に速やかに電子メールで回答、共有する。受信後、着信した旨の確認メールを返信すること。

### (6) 質問に対して回答した内容については、実施要項・仕様書の追加・訂正とみなす。

## 7 審査

本要項及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、地方独立行政法人京都市立病院機構京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る調査等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行い、受託候補事業者を選定する。

なお、審査はプレゼンテーションによることを原則とするが、応募事業者が単独の場合には、書類審査により受託者を選定する場合がある。

### (1) 審査方法

次の方法により審査を行う。

#### ア プrezentation

企画提案書等に基づく提案者による提案内容の全体説明及び質疑応答

#### イ 書面審査

企画提案書等の内容審査

### (2) 審査日時・場所

#### ア 日時 令和5年6月7日（水）予定

#### イ 場所 京都市立病院

※ 詳細な日時及び場所等については、別途通知する。

### (3) 審査順

企画提案書等が提出された順（受付順）とする。

### (4) 提案及び質疑応答の時間

提案時間は20分間とし、質疑応答は30分間とする。なお、提案者数により変更することがある。

### (5) 参加人数及び説明者

参加人数は4名までとする。提案の説明者は、原則として予定担当者調書（様式4）に記載された担当者とする。

(6) 説明方法

事前に提出された企画提案書等（書面）に基づき説明及び質疑応答を行うこととし、当日新たな資料やデータ等の持込みを行わないこと。

(7) 評価方法

別紙「京北病院が果たす機能の在り方の検討に係る調査等業務公募型プロポーザル審査基準」により評価し、総評価得点が最上位の者を受託候補者として決定し、次に得点が高かった者を次点の事業者として決定する。最高得点に同数が出た場合は、見積額が廉価であった事業者を受託候補者とし、見積額が同額であった場合は、審査委員会の投票で決定する。

なお、事業者が1社であっても本プロポーザルは成立するが、選定については審査委員会で決定することとし、評価が最低点に満たない場合は選定しない場合がある。

## 8 審査結果

(1) 通知方法

審査を受けた全ての提案者に郵送で通知する。

(2) 通知時期

令和5年6月8日（木）郵送発送予定

(3) 公表方法等

選考経過は非公開とするが、審査結果は郵送と同日に機構ホームページに掲載する。公表する項目は参加事業者名、総評価得点及び審査順位とする。

## 9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、それが判明した時点で失格とする。

(1) 「4 参加資格要件」を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要項等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) プレゼンテーション開始時刻までに理由なく会場に到着しなかった場合

(6) 見積書の金額が予算額を超過した場合

## 10 契約の締結等

(1) 契約方法

契約予定事業者は、当機構と契約内容・方法等詳細について協議する。

なお、協議が整わなかった場合もしくは受託候補者が契約を辞退した場合には次点の事業者と契約交渉を行うことがある。

(2) 契約内容

ア 最終的な契約内容及び金額については、審査後、受託候補者と当機構との間で提案内容等を確認する場を設け、実現内容について精査・調整のうえ、最終的な契約内容・金額を確定するものとする。

イ 提案資料及び提案内容については、見積金額内でできることを確約したものとみなす。

## 11 その他

### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、本プロポーザルに必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において本プロポーザル方式に要した費用を当機構に請求することはできないものとする。

### (3) 守秘義務

本プロポーザルにおいて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

### (4) 提出書類の取扱い

提出された参加申込み及び企画提案に係る書類については、修正、変更又は追加は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正、変更又は追加が生じた場合で、当機構が承諾したものについてはこの限りではない。記載内容の修正、変更又は追加を行う場合は、提出された書類を一旦取り下げて再度提出するものとする。

提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。また、提出された全ての書類は返却しない。

### (5) 追加資料の要求等

必要に応じ、内容の確認等のため、ヒアリングや追加資料等の提出を求める場合がある。

### (6) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式6）を提出すること。

### (7) 情報開示

本プロポーザルにおいて提出された企画提案書等の書類は、京都市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上の地位、財産権その他正当な利益を害すると認められる情報は全部又は一部が非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの契約予定事業者選定前において決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

### (8) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約予定事業者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、当機構が必要と認める場合には、当機構は相手方にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

#### (9) 審査結果

提案者は、公募型プロポーザルの審査結果に異議を申し立てることはできない。

### 12 問合せ及び各書類提出先

地方独立行政法人京都市立病院機構 経営企画局 経営企画課

担当者 橘（たちばな）、柴田（しばた）

郵便番号 604-8845

住所 京都府京都市中京区壬生東高田町1の2

電話 075-311-5311

FAX 075-321-6025

E-mail attachibana@kch-org.jp (橘)

shqbb399@kch-org.jp (柴田)